

## 館岩少年自然の家森林環境普及啓発業務 仕様書

### 1 業務名

館岩少年自然の家森林環境普及啓発業務

### 2 履行場所

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1 さいたま市立館岩少年自然の家

### 3 履行期間

契約締結日より令和8年11月30日まで

### 4 業務概要

館岩少年自然の家敷地内で児童等が伐採見学等の森林学習を行うために、十分な安全対策を講じたうえで、樹木伐採機器搬入のための進入路の整備、樹木伐採・搬出、児童等が行う植林の支援等を行う。

### 5 業務内容

#### (1) 安全対策

- ア 樹木伐採開始前に、位置図①から⑤にバリケード等（半径10m程度の円）を設置し、伐採状況を観察する児童等の安全性を確保する。また、伐採場所（位置図⑧～⑫）にバリケード等を設置し、児童等の侵入を防ぐ。バリケード等は、終了後次の地点に移動して再利用可能とする。
- イ 伐採期間中（6月14日～7月14日）、敷地内で活動する児童等の安全性を確保するために必要な交通誘導員を配置する（車両等走行場所、伐採場所等）。

#### (2) 進入路整備等

- ア 位置図⑧、⑨の樹木を伐採するための機器搬入に必要な進入路（位置図⑥）を掘削等により整備する。掘削した土砂は法面保護や路盤転圧等に利用するものとする。
- イ 位置図⑧、⑨の樹木を伐採するための機器作動に必要な作業道（位置図⑦）を整備する。

#### (3) 樹木伐採

- ア 委託者が指定する日（6月14日から7月14日までの1日）に位置図①において、児童の観察準備が整った状況下で、位置図⑧の樹木を伐採する。なお、観察時間内に伐採できない樹木については、7月31日までにすべての伐採を完了するものとする。伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに玉切りした後、仮置きする。また、その後実施する植林に向け地ならしを行っておくこと。
- イ 委託者が指定する日（6月14日から7月14日までの1日）に位置図②において、児童の観察準備が整った状況下で、位置図⑨の樹木を伐採する。その他は上記アと同様にすること。
- ウ 委託者が指定する日（6月14日から7月14日までの1日）に位置図③において、児童の観察準備が整った状況下で、位置図⑩の樹木を伐採する。その他は上記アと同様にすること。
- エ 委託者が指定する日（6月14日から7月14日までの1日）に位置図④において、児童の観

察準備が整った状況下で、位置図⑪の樹木を伐採する。その他は上記アと同様にすること。

オ 委託者が指定する日（6月14日から7月14日までの1日）に位置図⑤において、児童の観察準備が整った状況下で、位置図⑫の樹木を伐採する。その他は上記アと同様にすること。

#### （４）伐採後の処理

玉切りをした後に仮置きした木材については、すべて位置図⑬に集積する。また、伐採で発生する枝葉については、SDGS及び立木の保育の観点から、山の肥料になることを考慮し伐採箇所付近に残置すること。なお、枝葉の集積にあたっては、筋状及び列状へ集積し植栽箇所へ支障のないようにすること。

#### （５）植林支援

植林の実施に向け、10月上旬から中旬に位置図⑭から⑯の除草を行うとともに苗木を購入する。また、10月中旬から下旬に実施する植林（各箇所1日）のために、植林を行う児童等への説明、植林補助を行う。

### 6 安全確保

- （１）受託者は、業務場所周辺的环境美化に努め、当該施設を利用する児童、職員及び作業員の安全確保を最優先事項として取り組み、些細な危険要因も見逃すことなく、業務遂行について適切な安全対策を施すなど事故のないよう措置すること。
- （２）作業の際には場所や状況に応じて、立て看板及びカラーコーン等で作業中であることを表示し、看板の表示内容については委託者の指示に従うこと。

### 7 負担区分

- （１）業務遂行に必要な用具や機材は、すべて受託者の負担とする。施設の電気使用については、事前に委託者と協議し、必要性が認められてから使用すること。
- （２）業務遂行に際し諸官庁への手続きが必要な場合は、受託者が行うものとする。

### 8 報告事項

- （１）受託者は、さいたま市業務委託契約基準約款第8条の規定による現場責任者及び技術管理者を定めるものとし、緊急連絡体制を整備し、業務着手前に業務計画書（工期日程、作業体制、使用機器、安全対策、連絡体制等）を提出すること。
- （２）受託者は、履行場所において、作業前、作業中及び作業後の各状況を示す写真（デジタルカメラ可）を撮影し、記録すること。
- （３）受託者は、11月30日までに完了報告書を提出し、委託者の履行確認検査を受けるものとする。

### 9 再委託

本業務における主たる業務は、上記5 業務内容（1）安全対策以外の業務であり、主たる業務においては再委託を認めない。主たる業務以外については、委託者の承認により再委託できることとする。

## 10 その他

- (1) 本業務は、本仕様書及び別紙設計書（以下「設計図書」という。）に基づき実施すること。
- (2) 設計図書に明記ない場合、または疑義を生じた場合は、すべて委託者の指示によること。
- (3) 設計図書に明記がなくとも、業務上必要と認められる軽易な事項は、受託者の負担で実施すること。
- (4) 受託者は、労働安全衛生法等関連法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (5) 施設利用者等に危険のないよう十分注意するとともに、施設内諸施設物等を損傷しないよう十分注意すること。万一損害を与えた場合は、自らの責任において修理又は補修を行うこと。
- (6) 常に業務区域周辺の整理整頓に心掛るとともに、作業員の規律保持に留意すること。
- (7) トイレは委託者が指定した場所を利用すること。
- (8) 事故が発生した場合は、直ちに委託者に報告し、自らの責任において解決を図ること。
- (9) 本業務の遂行にあたっては、委託者と十分な打ち合わせを行いその指示に従うこと。また、疑義が生じた場合は随時委託者と協議すること。